主屋	一棟	杵築市北台二六一番地一
主屋	一棟	杵築市北台二四一番地一
主屋	一棟	杵築市北台二四六番地
主屋	一棟	杵築市谷町一六九番地四
主屋	一棟	杵築市本丁一九三番地一
長屋門	一棟	杵築市本丁一九三番地一
主屋	一棟	杵築市本丁一八八番地一
主屋	一棟	杵築市本丁一八四番地一
主屋	一棟	杵築市本丁一九七番地三
長屋	一棟	杵築市本丁二二五番地二
主屋	一棟	杵築市本丁二二五番地一
主屋	一棟	杵築市本丁二二二番地一
主屋	一棟	杵築市本丁二二一番地一
離れ	一棟	杵築市台茶屋一八〇番地二
四脚門	一棟	杵築市裏丁二五三番地
主屋	一棟	杵築市裏丁二三七番地
主屋	一棟	杵築市裏丁二三八番地一
離れ	一棟	杵築市裏丁二三八番地一
四脚門	一棟	杵築市裏丁二四五番地
主屋	一棟	杵築市裏丁二四五番地

○**文部科学省告示第百十四号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成元年文部省告示第四十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表十一　塩尻市奈良井伝統的建造物群保存地区

別表十一中、次の表に掲げるものを削除する。

種別	員数	所在地
建築物	一棟	塩尻市大字奈良井六一八番地一
主屋		

別表十一中、次の表に掲げるものを追加する。

種別	員数	所在地
建築物	一棟	塩尻市大字奈良井六一八番地一
主屋		

別表十八　内子町八日市護国伝統的建造物群保存地区

別表十八に、次の表に掲げるものを追加する。

種別	員数	所在地
建築物	二棟	内子町内子三〇一六、三〇一七、三〇一八、三〇二〇、三〇二一、三〇二二
教会及び教職舎		
建築物	二棟	奈良井字東町六一八番地一
主屋・土蔵		

別表二十一中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二十一　柳井市古市金屋伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物	一棟	柳井市柳井津字金屋町四五〇番
倉庫		

○**文部科学省告示第百十五号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成四年文部省告示第三十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表三　有田町有田内山伝統的建造物群保存地区

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

種別	員数	所在地
建築物	一棟	有田町赤絵町一丁目一六二六番地一
主屋		

○**文部科学省告示第百十六号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成六年文部省告示第四十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表二　南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

種別	員数	所在地
建築物	一棟	南丹市美山町北上牧一二番地
小屋		

○**文部科学省告示第百十七号**

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成九年文部省告示第百三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月二十九日

文部科学大臣　林　芳正

別表三　うきは市筑後吉井伝統的建造物群保存地区

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

種別	員数	所在地
建築物	一棟	うきは市吉井町九四〇番地
付属屋		